

リモート取引参加者の顧客に係る証拠金の差入方法等の柔軟化に伴う
清算・決済規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	10
3. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部 改正新旧対照表	15

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(転売又は買戻し)</p> <p>第4条の2 国債先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、国債証券先物取引の各限月取引について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定国債先物等清算参加者（当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める時限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、<u>指定国債先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(リモート取引参加者に係る金銭の授受に関する特則)</u></p> <p><u>第4条の12の2 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団（法第5条第1項第2号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）に含まれる者に限る。以下この条から第14条の2の4までにおいて同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第4条の4、第4条の5及び前条に規定する金銭の授受及び金銭の交付（以下この条及び第4条の12の4において「金銭の授受等」という。）を当</u></p>	<p>(転売又は買戻し)</p> <p>第4条の2 国債先物等非清算参加者（取引参加者規程第24条第2項に規定する国債先物等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、国債証券先物取引の各限月取引について、有価証券等清算取次ぎの委託に基づく買建玉（以下「清算取次買建玉」という。）に係る転売又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく売建玉（以下「清算取次売建玉」という。）に係る買戻しが成立した場合には、限月取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定国債先物等清算参加者（当該国債先物等非清算参加者が取引参加者規程第27条第1項の規定により指定した国債先物等他社清算参加者（国債先物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する国債先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める時限までに当該指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>

該顧客と指定清算参加者との間で行わせる
ことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加
者との間で金銭の授受等を行った場合は、
当該金銭の授受等を第4条の4、第4条の
5及び前条の規定に基づく金銭の授受等と
みなす。

(リモート取引参加者に係る受渡決済に関する特則)

第4条の12の3 リモート取引参加者は、
顧客及び当該リモート取引参加者の指定清
算参加者との間であらかじめ合意した場合
には、当該顧客の委託に基づくLarge
取引における受渡決済を、第4条の7から
第4条の11までの規定に準じて、当該顧
客と指定清算参加者との間で行わせること
ができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加
者との間で受渡決済を行った場合は、リモ
ート取引参加者と指定清算参加者との間で
受渡決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る金銭の授
受等の状況の把握)

第4条の12の4 第4条の12の2第1項
又は前条第1項に規定する合意をしたリモ
ート取引参加者は、当該合意に係る顧客と
指定清算参加者との間の金銭の授受等又は
受渡決済の状況を把握することができる態
勢を整備しなければならない。

第1節の2 クロスマージン制度

(転売又は買戻し)

第5条 指数先物等非清算参加者（取引参加
者規程第24条第3項に規定する指数先物
等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、
指数先物取引の各限月取引について、清算
取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉
に係る買戻しが成立した場合には、各限月
取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量
を、顧客の委託に基づくものと自己の計算
によるものとに区分してクリアリング機構
が定める時限までの指定指数先物等清算参
加者（当該指数先物等非清算参加者が取引
参加者規程第27条第1項の規定により指
定した指数先物等他社清算参加者（指数先

(新設)

(新設)

第1節の2 クロスマージン制度

(転売又は買戻し)

第5条 指数先物等非清算参加者（取引参加
者規程第24条第3項に規定する指数先物
等非清算参加者をいう。以下同じ。）は、
指数先物取引の各限月取引について、清算
取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉
に係る買戻しが成立した場合には、各限月
取引ごとに転売又は買戻しの別及び数量
を、顧客の委託に基づくものと自己の計算
によるものとに区分してクリアリング機構
が定める時限までの指定指数先物等清算参
加者（当該指数先物等非清算参加者が取引
参加者規程第27条第1項の規定により指
定した指数先物等他社清算参加者（指数先

物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定指数先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(リモート取引参加者に係る金銭の授受に関する特則)

第9条の2 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第7条から第9条までに規定する金銭の授受及び金銭の交付（以下の条及び次条において「金銭の授受等」という。）を当該顧客と指定清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で金銭の授受等を行った場合は、当該金銭の授受等を第7条から第9条までの規定に基づく金銭の授受等とみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る金銭の授受等の状況の把握)

第9条の3 前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定清算参加者との間の金銭の授受等の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

(転売又は買戻し)

第10条 指数先物等非清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定め

物等清算資格（クリアリング機構の業務方法書に規定する指数先物等清算資格をいう。）に係る他社清算資格を有する者をいう。）をいう。以下同じ。）が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物取引等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(転売又は買戻し)

第10条 指数先物等非清算参加者は、有価証券オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定め

る時限までの指定指数先物等清算参加者の指定する時限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定指数先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(権利行使の申告)

第12条 有価証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が指定する時限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定指数先物等清算参加者に対して当該申告を行った場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する時限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、顧客又は指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) • (2) (略)

3～5 (略)

6 受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定指数先物等清算参加者に第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合及び権利行使を行わない旨の申告を行った場合を含む。）には、リモート取引参加者は、当該顧客の権利行使の申告に係る状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

る時限までの指定指数先物等清算参加者の指定する時限までに当該指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(権利行使の申告)

第12条 有価証券オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が指定する時限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項に規定する時限までに同項の権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) • (2) (略)

3～5 (略)

(新設)

(リモート取引参加者に係る取引代金の授受に関する特則)

第18条の2 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条から第18条の2の3までにおいて同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定指數先物等清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第11条に規定する取引代金の授受及び金銭の交付（以下この条及び第18条の2の3において「取引代金の授受等」という。）を当該顧客と指定指數先物等清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定指數先物等清算参加者との間で取引代金の授受等を行った場合は、当該取引代金の授受等を第11条の規定に基づく取引代金の授受等とみなす。

(リモート取引参加者に係る権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済に関する特則)

第18条の2の2 リモート取引参加者は、顧客及び当該リモート取引参加者の指定現物清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済を、第15条、第17条及び第18条の規定に準じて、当該顧客と指定現物清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定現物清算参加者との間で権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済を行った場合は、リモート取引参加者と指定現物清算参加者との間で権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る取引代金の授受等の状況の把握)

第18条の2の3 第18条の2第1項又は前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定指數先物等清算参加者との間の取引代金の授受等又は顧客と指定現物清算参加者との間の権利行使により成立するオプション対

(新設)

(新設)

(新設)

象証券の売買の決済の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

第2節の2 国債証券先物オプション取引に係る決済

(転売又は買戻し)

第18条の2の4 国債先物等非清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者が定める时限までに指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定国債先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより国債先物非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(権利行使の申告)

第18条の3 国債証券先物オプション取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)の清算取次買建玉についての権利行使は、国債先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者が定める时限までに指定国債先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定国債先物等清算参加者に対して当該申告を行った場合又はクリアリング機構が定めるところにより国債先物等清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使期間満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項の时限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただ

第2節の2 国債証券先物オプション取引に係る決済

(転売又は買戻し)

第18条の2 国債先物等非清算参加者は、国債証券先物オプション取引の各銘柄について、清算取次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者が定める时限までに指定国債先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより国債先物非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(権利行使の申告)

第18条の3 国債証券先物オプション取引(過誤訂正等のための取引を含む。以下同じ。)の清算取次買建玉についての権利行使は、国債先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める时限までの指定国債先物等清算参加者が定める时限までに指定国債先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより国債先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 権利行使期間満了の日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の前項の时限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただ

し、当該銘柄について、顧客又は国債先物等非清算参加者が当該期限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) (2) (略)

3・4 (略)

5 受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定国債先物等清算参加者に第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第2項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合及び権利行使を行わない旨の申告を行った場合を含む。）には、リモート取引参加者は、当該顧客の権利行使の申告に係る状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

（リモート取引参加者に係る取引代金の授受に関する特則）

第18条の7 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る前条に規定する取引代金の授受及び金銭の交付（以下この条及び次条において「取引代金の授受等」という。）を当該顧客と指定清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で取引代金の授受等を行った場合は、当該取引代金の授受等を前条の規定に基づく取引代金の授受等とみなす。

（リモート取引参加者の顧客に係る取引代金の授受等の状況の把握）

第18条の8 前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定清算参加者との間の取引代金の授受等の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

第3節 指数オプション取引に係る決済

（転売又は買戻し）

第19条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、清算取

し、当該銘柄について、国債先物等非清算参加者が当該期限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) (2) (略)

3・4 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

第3節 指数オプション取引に係る決済

（転売又は買戻し）

第19条 指数先物等非清算参加者は、指数オプション取引の各銘柄について、清算取

次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、指定指数先物等清算参加者が当該転売若しくは買戻しの別及び数量を把握している場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(権利行使の申告)

第21条 指数オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定指数先物等清算参加者に対して当該申告を行った場合又はクリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、顧客又は指数先物等非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) • (2) (略)

4 (略)

5 受託契約準則第14条の2第1項の規定に基づき顧客が指定指数先物等清算参加者に第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（第3項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合及び権利行

次買建玉に係る転売又は清算取次売建玉に係る買戻しが成立した場合には、銘柄ごとに転売又は買戻しの別及び数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告するものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

(権利行使の申告)

第21条 指数オプション取引の清算取次買建玉についての権利行使は、指数先物等非清算参加者が、銘柄ごとに権利行使に係る数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分してクリアリング機構が定める時限までの指定指数先物等清算参加者が定める時限までに指定指数先物等清算参加者に申告することにより行うものとする。ただし、クリアリング機構が定めるところにより指数先物等非清算参加者がクリアリング機構に対して当該申告を行った場合には、この限りではない。

2 (略)

3 権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄については、当該日の第1項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないときであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、指数先物等非清算参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合には、この限りでない。

(1) • (2) (略)

4 (略)

(新設)

使を行わない旨の申告を行った場合を含む。）には、リモート取引参加者は、当該顧客の権利行使の申告に係る状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

（リモート取引参加者に係る金銭の授受に関する特則）

第24条の2 リモート取引参加者は、顧客（当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該リモート取引参加者の指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、当該顧客の委託に基づく取引に係る第20条に規定する取引代金の授受及び金銭の交付並びに前条に規定する金銭の授受及び交付（以下この条及び次条において「金銭の授受等」という。）を当該顧客と指定清算参加者との間で行わせることができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で金銭の授受等を行った場合は、当該金銭の授受等を第20条又は前条の規定に基づく金銭の授受等とみなす。

（リモート取引参加者の顧客に係る金銭の授受等の状況の把握）

第24条の3 前条第1項に規定する合意をしたリモート取引参加者は、当該合意に係る顧客と指定清算参加者との間の金銭の授受等の状況を把握することができる態勢を整備しなければならない。

第4節 取引所FX取引に係る決済

付 則
この改正規定は、平成29年4月20日から施行する。

（新設）

（新設）

第4節 取引所FX取引に係る決済

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(権利行使の指示に関する特則)</p> <p><u>第14条の2 顧客（リモート取引参加者</u> <u>（取引参加者規程第3条第3項に規定する</u> <u>リモート取引参加者をいう。以下同じ。）</u> <u>の顧客であって、当該リモート取引参加者</u> <u>と同一の企業集団（法第5条第1項第2号</u> <u>に規定する企業集団をいう。以下同じ。）</u> <u>に含まれる者に限る。以下この条において</u> <u>同じ。）は、非清算参加者である取引参加者</u> <u>とその指定清算参加者との間であらかじめ</u> <u>合意した場合には、前3条に規定する権利行使の指示又は権利行使を行わない旨の</u> <u>指示（以下この条において「権利行使等の</u> <u>指示」という。）を、取引参加者に代えて</u> <u>指定清算参加者に行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者に権利行使等の指示を行った場合は、当該権利行使等の指示を前3条に規定する権利行使等の指示とみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により権利行使等の指示を指定清算参加者に行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に権利行使等の指示の状況を報告しなければならない。</u></p>	(新設)
第5章 顧客の決済等	第5章 顧客の決済等
第1節 国債証券先物取引に係る顧客の決済等	第1節 国債証券先物取引に係る顧客の決済等
<p>(決済のために授受する金銭)</p> <p><u>第14条の2の2</u> (略)</p> <p><u>(リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則)</u></p> <p><u>第14条の12の2 顧客（リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、リモート取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、第14条の2の2から前条までの規定に準じて、国債証券先物</u></p>	<p>(決済のために授受する金銭)</p> <p><u>第14条の2</u> (略)</p> <p>(新設)</p>

取引の決済を行うことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で決済を行った場合は、当該顧客とリモート取引参加者との間で決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済の状況に関する報告義務)

第14条の12の3 前条第1項の規定により指定清算参加者との間で国債証券先物取引の決済を行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に国債証券先物取引に係る決済の状況を報告しなければならない。

第1節の2 顧客のクロスマージン制度の利用

(リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則)

第16条の2 顧客（リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、前2条の規定に準じて、指数先物取引の決済を行うことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で決済を行った場合は、当該顧客とリモート取引参加者との間で決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済の状況に関する報告義務)

第16条の3 前条第1項の規定により指定清算参加者との間で指数先物取引の決済を行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に指数先物取引に係る決済の状況を報告しなければならない。

第2節 有価証券オプション取引に係る顧客の決済等

(リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する報告義務)

(新設)

第1節の2 顧客のクロスマージン制度の利用

(新設)

(新設)

第2節 有価証券オプション取引に係る顧客の決済等

する特則)

第26条の2 顧客（リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下の条及び次条において同じ。）は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者（取引代金の授受にあっては、指定指數先物等清算参加者をいい、権利行使により成立するオプション対象証券の売買の決済にあっては、指定現物清算参加者をいう。以下この条において同じ。）との間であらかじめ合意した場合には、リモート取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、第17条から第19条まで及び第21条から第25条までの規定に準じて、有価証券オプション取引の決済を行うことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で決済を行った場合は、当該顧客とリモート取引参加者との間で決済が行われたものとみなす。

（新設）

（リモート取引参加者の顧客に係る決済の状況に関する報告義務）

第26条の2の2 前条第1項の規定により指定清算参加者との間で有価証券オプション取引の決済を行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に有価証券オプション取引に係る決済の状況を報告しなければならない。

第2節の2 国債証券先物オプション取引に係る顧客の決済等

（顧客の決済時限）
第26条の2の3 （略）

（リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則）

第26条の4 顧客（リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下の条及び次条において同じ。）は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、リモート取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、前2条の規定に準じて、国債証券先物オプション取引の決済を行うことができる。

（新設）

第2節の2 国債証券先物オプション取引に係る顧客の決済等

（顧客の決済時限）
第26条の2 （略）

（新設）

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で決済を行った場合は、当該顧客とリモート取引参加者との間で決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済の状況に関する報告義務)

第26条の5 前条第1項の規定により指定清算参加者との間で国債証券先物オプション取引の決済を行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に国債証券先物オプション取引に係る決済の状況を報告しなければならない。

第3節 指数オプション取引に係る顧客の決済等

(リモート取引参加者の顧客に係る決済に関する特則)

第29条の2 顧客（リモート取引参加者の顧客であって、当該リモート取引参加者と同一の企業集団に含まれる者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、リモート取引参加者に代えて指定清算参加者との間で、前3条の規定に準じて、指数オプション取引の決済を行うことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が指定清算参加者との間で決済を行った場合は、当該顧客とリモート取引参加者との間で決済が行われたものとみなす。

(リモート取引参加者の顧客に係る決済の状況に関する報告義務)

第29条の3 前条第1項の規定により指定清算参加者との間で指数オプション取引の決済を行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って当該リモート取引参加者に指数オプション取引に係る決済の状況を報告しなければならない。

第6章 未決済約定の引継ぎ等

(新設)

第3節 指数オプション取引に係る顧客の決済等

(新設)

(新設)

第6章 未決済約定の引継ぎ等

付 則

この改正規定は、平成29年4月20日から
施行する。

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 (略) 2~19 (略) <u>20 この規則において「企業集団」とは、 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。 以下「法」という。）第5条第1項第2号に規 定する企業集団をいう。</u> <u>21 この規則において「リモート取引参加 者」とは、取引参加者規程第3条第3項に 規定するリモート取引参加者をいう。</u>	(定義) 第2条 (略) 2~19 (略) (新設) (新設)
(リモート取引参加者に係る取引証拠金の差 入れに関する特則) <u>第9条の2 リモート取引参加者の顧客（当 該リモート取引参加者と同一の企業集団に 含まれる者に限る。第13条の2、第31 条の2及び第31条の3において同じ。） が、第31条の2第1項の規定に基づき指 定清算参加者に取引証拠金を差し入れた場 合は、当該差入れを第6条第1項及び第3 項並びに前条第2項の規定に基づく取引証 拠金の差入れ又は追加差入れとみなす。</u>	(新設)
(取引証拠金所要額の申告) 第12条 非清算参加者は、取引日ごとに (有価証券オプション取引にあっては、毎 日。以下この条において同じ。)、その指 定清算参加者に対し、非清算参加者自己分 の取引証拠金所要額及び非清算参加者委託 分の取引証拠金所要額の合計額を、当該指 定清算参加者が指定する时限までに当該指 定清算参加者に申告するものとする。ただ し、指定清算参加者が取引日ごとに当該取 引証拠金所要額の合計額を把握できる場合 は、この限りでない。	(取引証拠金所要額の申告) 第12条 非清算参加者は、取引日ごとに (有価証券オプション取引にあっては、毎 日)、その指定清算参加者に対し、非清算 参加者自己分の取引証拠金所要額及び非清 算参加者委託分の取引証拠金所要額の合計 額を、当該指定清算参加者が指定する时限 までに当該指定清算参加者に申告するもの とする。
(リモート取引参加者の顧客に係る取引証拠 金の差入状況の把握) <u>第13条の2 第31の2第1項に規定する 合意をしたリモート取引参加者は、当該合 意に係る顧客の取引証拠金の指定清算参加 者への差入状況を把握することができる態 勢を整備しなければならない。</u>	(新設)

第2節 建玉の移管

(リモート取引参加者の顧客に係る取引証拠金の差入れに関する特則)

第31条の2 リモート取引参加者の顧客

は、当該リモート取引参加者及びその指定清算参加者との間であらかじめ合意した場合には、第30条第1項及び前条に規定する取引証拠金の差入れ又は追加差入れを、当該リモート取引参加者に代えて当該指定清算参加者に行うことができる。

2 前項の規定に基づき顧客が取引証拠金を差し入れた場合は、当該差入れを第30条第1項及び前条の規定に基づく取引証拠金の差入れ又は追加差入れとみなす。

3 第30条第4項から第6項までの規定は、第1項の合意に基づき顧客が指定清算参加者に代用有価証券の差入れ又は追加差入れを行う場合について準用する。この場合において、「取引参加者」とあるのは、「リモート取引参加者の指定清算参加者」と読み替えるものとする。

(リモート取引参加者の顧客に係る取引証拠金の差入状況に関する報告義務)

第31条の3 前条第1項の規定により取引証拠金の差入れ又は追加差入れを指定清算参加者に行う顧客は、リモート取引参加者の指示に従って、当該リモート取引参加者に取引証拠金の指定清算参加者への差入状況を報告しなければならない。

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第33条 (略)

2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（国債証券先物取引については、受託契約準則第14条の2第1項又は第2項に規定する国債証券先物取引の決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指数オプション取引については、受託契約準則第27条に規定する決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額

第2節 建玉の移管

(新設)

(新設)

(受入証拠金の総額等の計算方法)

第33条 (略)

2 顧客の現金授受予定額は、一日における次項に規定する計算上の損益額に、顧客の委託に基づく先物取引の決済損益額（国債証券先物取引については、受託契約準則第14条の2第1項又は第2項に規定する国債証券先物取引の決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないもの及びオプション取引の取引代金（指数オプション取引については、受託契約準則第27条に規定する決済のために授受する金額の額をいうものとする。）のうち当該顧客との間で授受を終了していないものの合計額を加減した額から当該顧客の負担すべき額

で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成29年4月20日から施行する。

で取引参加者が必要と認める額を減じて得た額に相当する金銭の額とする。この場合における取引代金は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第108条第7項の規定により取引残高報告書に同一日における同一銘柄の取引の単価の平均額（以下「平均単価」という。）を記載することができる場合には、本所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

3 (略)